

審議事項 (1) - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

会計基準の変更に伴う会計方針の変更の開示

1. 会計基準の変更に伴う会計方針の変更の開示の規定

会計基準の変更に伴い会計方針が変更された場合には、以下のとおり、連結財務諸表規則第 14 条及び連結財務諸表規則ガイドライン 14 - 2 に基づき影響額を開示しなければならない。これは、本実務対応報告 (案) の適用についても該当する。

連結財務諸表規則第 14 条

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に記載しなければならない。

2 会計処理の原則及び手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容

連結財務諸表規則ガイドライン 14 - 2

規則第 14 条第 2 号に規定する当該変更が連結財務諸表に与えている影響とは、当該会計処理について前連結会計年度と同一の基準を適用した場合において計上されるべき営業損益、経常損益、税金等調整前当期純損益、当期純損益又はその他の重要な項目の金額に、当該変更が差異を与える結果となったことをいうものとする。したがって、影響の内容の記載は、影響を受けた重要な項目及びその差異の金額を明らかにするものとする。ただし、その金額を正確に算定することが困難な場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。

2. 実務対応専門委員会における議論

意見	検討状況
影響額の開示は実務上困難である。	<ul style="list-style-type: none"> 任意の変更と強制的な変更とは、影響額の把握も状況が異なる (強制的な変更は、意思決定を要しないため、社内で影響額は必ずしも把握されていない) 1 年間限定とはいえ、2 つの会計基準により在外子会社の財務諸表を作成した上で、2 通りの連結財務諸表を作成し、影響額を把握することは、実務上の負担は軽い 投資家保護の観点から、影響額の開示は必須 ガイドライン 14 - 2 にあるように、概算額でもよい
影響額 (の概算額) の算定方法の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 影響額の場合分けとして、在外子会社での現地国基準から IFRSs 又は米国会計基準への修正と、連結決算手続による修正に分かれることが想定される (審議事項 (1) - 1 図 2 を参照) 実務として多様な場合が想定されるという意見
影響を与える項目として、段階利益を一つに絞ることは可能か	<ul style="list-style-type: none"> 税引前利益又は税引後利益とする意見 ガイドラインの定めは金融庁マターになる

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。